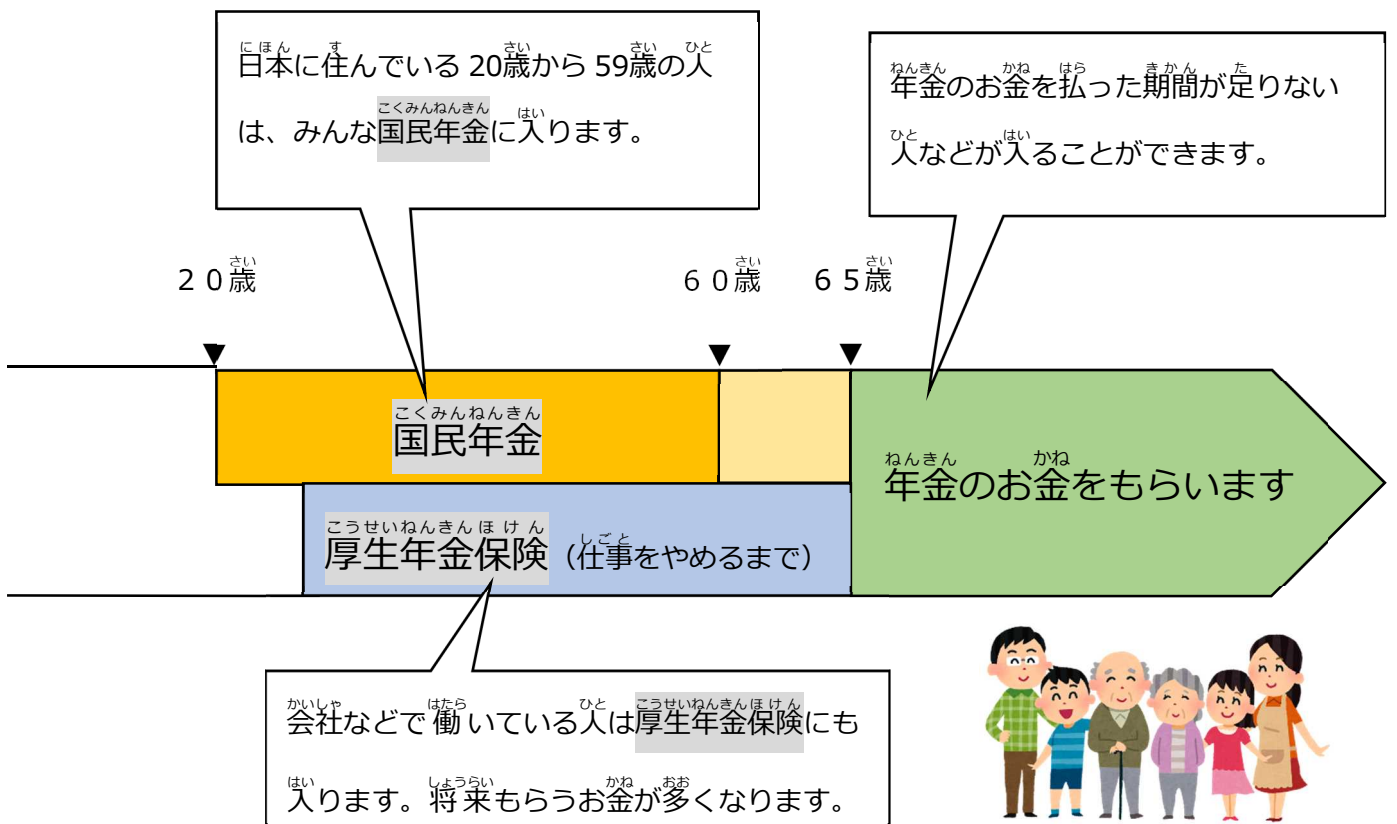


第7章 年金・福祉

1 年金

- 年金とは、みんなからお金を集めて、
  - 年をとった人
  - 病気やけがで体などに障害が出た人
  - 年金に入っていた人が亡くなったときの家族
 を助ける制度です。
- 年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで体などに障害が出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がお金をもらうこともあります。
- 国の年金は2つあります。国民年金（P48）と厚生年金保険（P51）です。

【年をとったときにお金をもらう場合のイメージ】



年金に入った人は年金手帳をもらいます。

- 手帳には、あなたの年金番号などが書いてあります。
- 年金のお金をもらうときなどに手帳が必要です。
- なくしたときは、住んでいるまちの役所や年金事務所、もう一度作ることができます。



年金手帳

## 1-1 国民年金

日本に住んでいる 20歳から 59歳の人みんな国民年金に入ります。国民年金は、国の年金です。

国民年金に入る人は？

次の①～③のグループに分けられます。

### ① 「第1号被保険者」の人

- 国民年金だけに入っています。
- 会社に入らないで自分の店を持っている人、農業 <= 野菜などを作る仕事 > や 漁業 <= 魚などをとる仕事 > をしている人、働いていない人など
- ②と③のグループではない人みんな

### ② 「第2号被保険者」の人

- 国民年金と厚生年金保険 (P51) に入っています。
- 会社や工場、店などで働いている人  
(厚生年金保険に入るかどうかわからない人は会社の人などに聞いてください)

### ③ 「第3号被保険者」の人

- 国民年金だけに入っています
- 自分の夫や妻が厚生年金保険に入っている人 (②のグループの人)
- 自分の夫や妻が65歳になる前の人
- 自分の1年の給料などが130万円より少ない人

国民年金の入り方・お金の払い方は？



① 「第1号被保険者」(P48)

- ・ 住んでいるまちの役所に行って、入るために必要な手続きをします。
- ・ いくら払うか書いた手紙が家に来ます。(2021年4月～2022年3月は、1か月16,610円)
- ・ 銀行や郵便局、コンビニなどで払います。

- ★ 6か月のお金、1年のお金、2年のお金を先に全部払う人は、少し安くなります。
- ★ 生活のお金が足りなくて年金のお金を払うことができない人は、払わなくてもいいこともあります。住んでいるまちの役所、年金事務所などに相談してください。

② 「第2号被保険者」(P48)

- ・ 入るために必要な手続きは、会社などがします。
- ・ 毎月、会社などが年金のお金を払います。
- ・ 払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

③ 「第3号被保険者」(P48)

- ・ 夫や妻の会社などに連絡します。
- ・ 自分で年金のお金を払う必要はありません。

「国民年金」でもらうことができるお金は？

次の①～⑤のお金があります。

もらうことができるかどうか、住んでいるまちの役所、年金事務所などに聞いてください。

- ① 65歳からもらう「老齢基礎年金」

- 年金のお金を払った期間と払わなくてもよかった期間が、全部で10年以上ある人がもらうことができます。
  - もらうお金は、何年お金を払ったかなどで決まります。
- ② 体などに障害がある人がもらう「障害基礎年金」
- 国民年金に入っていて、病気やけがで体などに障害が出た人がもらいます。
  - その病気やけがを初めて医者に見てもらった日が、65歳になる前だった人がもらうことができます。
  - もらうお金は、どんな障害があるか、子どもがいるかどうかなどで決まります。
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族基礎年金」
- 亡くなった人の夫か妻か子どもがもらいます。
  - 夫か妻は、18歳までの子どもがいる場合か、体などに障害があつて20歳になっていない子どもがいる場合、もらうことができます。
  - 亡くなった人が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合にももらうことができます。
- ④ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「死亡一時金」
- 亡くなった人が「第1号被保険者」(P45)で年金のお金を36か月以上払った場合、家族がもらうことができます。
  - 「①老齢基礎年金」や「②障害基礎年金」をもらっていない場合にももらうことができます。
  - 「③遺族基礎年金」と「④死亡一時金」を両方もらうことはできません。
- ⑤ 年金に入っていた夫が亡くなったとき、妻がもらう「寡婦年金」
- 夫が亡くなったとき、10年以上結婚が続いていた妻がもらいます。
  - 亡くなった夫が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合にももらうことができます。

- 夫が「第1号被保険者」(P48)で、年金のお金を払った期間と払わなくてもよかつた期間が、全部で10年以上ある場合にももらうことができます。
- 妻は60歳から65歳までももらうことができます。

## 1-2 厚生年金保険

会社や工場、店などで働いている人は厚生年金保険に入ります。厚生年金保険は、国の年金です。

だれが、どうやって入りますか？

- 会社や工場、店などで、決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が入ります。
- 入るときに必要な手続は、会社などがします。

いくら、どうやって払いますか？

- 払うお金は、毎月の給料などがいくらかで決まります。
- 毎月、会社などが払います。払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。

「厚生年金保険」でもらうことができるお金は？

次の①～③のお金があります。

もらうことができるかどうか、住んでいるまちの役所、年金事務所などに聞いてください。

### ① 年をとったときにもらう「老齢厚生年金」

- 厚生年金保険に入ったことがあって、年金のお金を払った期間と払わなくてもよかつた期間が全部で10年以上ある人が65歳からもらうことができます。
- 65歳より前からもらうことができる場合もあります。

- ・ もらうお金は、厚生年金保険のお金を何年払ったか、いくら払ったかななどで決まります。
- ② 体などに障害がある人がもらう「障害厚生年金」
  - ・ 病気やけがで体などに障害が出た人がもらいます。
  - ・ もらうお金は、どんな障害があるかななどで決まります。
  - ・ 夫や妻がいる人は、もらうお金が多くなります。
- ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族厚生年金」
  - ・ 厚生年金保険に入ったことがある人が亡くなったとき、夫か妻、子どもがもらいます。
  - ・ 夫か妻、子どもがもらわない場合には、亡くなった人の父か母、孫、祖父か祖母がもらうこともできます。
  - ・ 夫、父、母、祖父、祖母は60歳からもらうことができます。(遺族基礎年金 (P50) をもらうことができる夫は55歳から)
  - ・ 妻は何歳からでももらうことができます。
  - ・ 子どもと孫は18歳まで、体などに障害がある子どもと孫は20歳になっていない場合、もらうことができます。
  - ・ 亡くなった人が家族の生活に必要なお金のほとんどを出していた場合、もらうことができます。

### 1-3 脱退一時金 (日本から離れるときにもらうことができるお金)

日本の年金をやめて、日本を離れ別の国で生活することにした人は、脱退一時金というお金をもらうことができます。

お金をもらうことができる人は？

次の①～⑦の全部が必要です。

- ① 国籍が日本ではない。



- ② 国民年金や厚生年金保険のお金を6か月以上払った。
- ③ 日本の年金に入っていた期間（お金を払った期間）が9年11か月以内。
- ④ 引っ越すときの紙「転出届」(P13)を住んでいるまちの役所に出して、日本に住所がなくなった。
- ⑤ 自分や会社などが国民年金や厚生年金保険をやめるための手続きをすでにした。
- ⑥ 「障害基礎年金」(P50)や「障害厚生年金」(P52)のお金をもらったことがない。
- ⑦ 日本の住所がなくなってから2年たっていない。
- ★ 「脱退一時金」をもらった人は、日本にいる間に払った国民年金や厚生年金保険の記録が全部なくなりますから、年をとったとき日本の年金のお金をもらうことはできません。「脱退一時金」をもらうかどうかよく考えてください。

どうやって申し込みますか？

- 日本の住所がなくなってから2年以内に、申し込みの紙「脱退一時金請求書」を日本年金機構に送ります。
- 申し込みの紙、紙を送る住所、このお金についての説明は↓にあります。

日本年金機構 Japan Pension Service

【日本語】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html>



【英語】

<https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/withdrawalpayment/payment.html>



## 2 介護保険（年をとって介護が必要になったときのお金）

介護保険は、40歳以上の人からお金を集めて、介護＝年をとったり、特別な病気になったりして、毎日の生活（食べること、お風呂に入ることなど）をすることがむずかしい人を手伝えることが必要になった人を助ける制度です。介護保険に入ってお金を払った人は、介護が必要になったとき、サービスを利用することができます。

だれが、どうやって入りますか？

- ・ 3か月より長く日本に住む人で、「医療保険」（P44）に入っている人は、40歳以上になったら、介護保険に入ります。入るために必要な手続は、会社などがします。
- ・ 3か月より長く日本に住む人が 65歳以上になったら、みんな介護保険に入ります。入るために必要な手続はありません。

いくら、どうやって払いますか？

- ・ 払うお金は、前の年にもらった給料などで決まります。
  - ・ 40歳から64歳の方は、「医療保険」（P44）のお金と一緒に払います。
- 詳しいことは、↓を見てください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10548.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html)



- ・ 65歳以上の方は、あなたがもらう「年金」（P44）のお金から介護保険のお金を引き取ります。

$$(\text{年金でもらうお金}) - (\text{介護保険で払うお金}) = \text{あなたがもらうお金}$$



サービスの利用のしかたは？

- ① 介護が必要だと思ったら、まず住んでいるまちの役所に行って、どのくらい介護が必要か調べてもらいます。



- ② そのあと、どんな介護サービスを利用するかを専門の人(ケアマネジャーなど)に相談します。
- ③ サービスが決まったら、利用を始めます。

### 3 児童福祉 (子どものためのお金)

#### 3-1 児童手当

児童手当とは、子どもが15歳になって中学校を卒業するまで、日本で子どもを育てている人がもらうことができるお金です。→ 児童手当 (P33) を読んでください。



#### 3-2 児童扶養手当

離婚などが理由で、1人で18歳までの子どもを育てている人や、障害がある19歳までの子どもを育てている人は、お金をもらうことができます。

「1か月にもらうお金 (2020年4月～2021年3月)」

- ① 子どもが1人・・・10,180円から43,160円
- ② 子どもが2人・・・①のお金 + 5,100円から10,190円
- ③ 子どもが3人以上・・・①+②のお金 + 3人目からの子ども1人3,060円から6,110円

- ・ もらうお金は、前の年にもらった給料などで決まります。
- ・ 給料などが決まった金額より多い人は、もらうことができません。

どうやってもらいますか？

- ・ 住んでいるまちの役所に申し込みます。



### 3-3 特別児童扶養手当

障害がある子どもを育てている人が、子どもが20歳になるまでもらうことができるお金です。

「1か月にもらうお金（2020年4月～2021年3月）」

特に重い障害がある子ども	・・・	子ども1人	52,500円
重い障害がある子ども	・・・	子ども1人	34,970円

★ 給料などが決まった金額より多い人は、もらうことができません。

どうやってもらいますか？

- ・ 住んでいるまちの役所に申し込みます。



### 3-4 障害児福祉手当

特に重い障害があって、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある子どもが、20歳になるまでもらうことができるお金です。

「1か月にもらうお金」

14,880円（2020年4月～2021年3月）

★ 給料などが決まった金額より多い人は、もらうことができません。

どうやってもらいますか？

- ・ 住んでいるまちの役所に申し込みます。



## 4 障害福祉（障害がある大人や子どものためのサービス）

- サービスを利用するときに「手帳」を見せます
  - ・ 障害がある人は住んでいるまちの役所で手帳をもらいます。
  - ・ 手帳がある人は、払う税金が少なくなったり、バスや電車、タクシーなどの料金が安くなったりします。

【もらう手帳の名前】

からだ しょうがい ひと	・・・	「 <b>身体障害者手帳</b> 」
ちのう しょうがい ひと	・・・	「 <b>療育手帳</b> 」
こころ しょうがい	まいにち せいかつ むずか ひと	「 <b>精神障害者保健福祉手帳</b> 」

詳しくは、↓を見てください。相談したいときは、住んでいるまちの役所に聞いてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/techou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html)



そのほかのサービスは？

- 生活や勉強、仕事などがしやすくなるように、食事や風呂などの手伝いや体を動かす練習など、いろいろなサービスがあります。
- 住んでいるまちの役所に聞いてください。



5 生活保護（生活のお金が足りないとき）

仕事や貯金などがなくて、生活のお金が足りない家族は必要なお金をもらうことができます。住んでいるまちの役所に聞いてください。

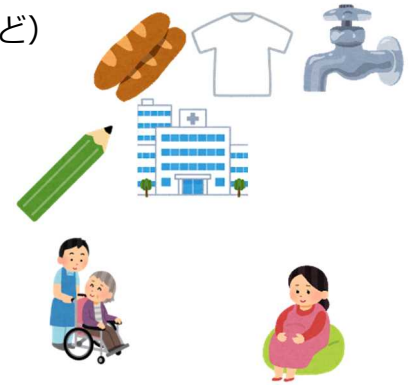
だれがお金をもらいますか？

- 貯金や、売ることができる家や土地がない人
- 仕事を探しても、見つからない人
- 年金（P47）や **児童福祉**（P55）などのお金をもらうことができない人
- 生活のお金を出してくれる家族がいない人



どんなお金をもらうことができますか？

- 毎日の生活に必要なお金（食べ物、服、電気や水道、ガスなど）
- 住んでいるアパートなどの家賃
- 子どもが小学校と中学校で勉強するためのお金
- 病気やけがのとき、病院に払うお金
- 年をとった人が介護サービスを利用するためのお金
- 子どもを生むためのお金



## 6 生活困窮者自立支援制度（生活に困ったときの相談）

お金や仕事など生活のことで困っている人は住んでいるまちの役所に相談してください。

どうすれば安心して生活できるか、一緒に考えます。

